別記（三）

要求書

一、解雇を即時取消されたし
一、争議中の日給並に費用は会社全額負担のこと

理由

会社から五月十三日付による吾々三名の解雇はあきらかに不當なる解雇として之に即時取消しを要求す

昭和十二年五月十四日

従業員
矢ノ目文之 ㊞
清水茂次郎 ㊞
伊藤庄藏 ㊞

日本製錬株式会社
社長 棚橋寅五郎殿

勞務第九八三號
昭和十二年五月十一日

警視總監 横山助成

内務大臣 河原田稼吉殿
社會局長官殿
各廳府縣長官殿（[illegible]）

日本製錬株式會社勞働爭議（全評）ニ關スル件（第二報＝解決）

要旨
(1) 會社側ニ在リテハ櫻井工場長歸京ノ翌日（五月七日）組合代表ヲ招致シ十五日發表ノ手當ヲ本給トナス旨回答セリ
(2) 組合側ニ在リテハ八日午前八時ヨリ午后十時迄幹部會並ニ爭議委員會ヲ開催ノ結果四名犠牲者アルハ不満デアルケレドモ將來ノ為メ爭議ノ余力ヲ殘ス為メ爭議打切ニ決定依テ円満解決セリ

記

標記會社勞働爭議其ノ後ノ状況左記ノ通リ

一、經過

協調會調査部 資料 12.5.17 受付 第1317號